

地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保を求める意見書

道路は、地域住民が生活していく上で必要不可欠なものであり、また、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本となっている。

しかしながら、和歌山県南部における道路整備は大きく立ち遅れており、このことが地域の活性化や地域住民の生活環境の向上を阻害しているのが現状である。

行政区域が 1,026 k m²と広大な本市にとって、道路は非常に重要な役割を担っており、救急医療の確保、各種産業の活性化や観光の振興、また、東南海・南海地震などの大規模災害発生時における緊急輸送道路ともなることから、地域住民の間からは、幹線道路網の早急な整備が熱望されているところである。

今般、昨年末の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、道路の中期計画の素案が示されたところであるが、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことを踏まえ、地域の実情に即した道路整備の促進と財源確保に関し、次の事項について留意されるよう強く要望する。

記

1. 地方の道路整備を計画的かつ着実に進めるため、道路特定財源については、関係諸税の暫定税率を少なくとも10年間延長するとともに、受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備のために必要な財源として確保すること。
2. 地方の道路特定財源を維持するとともに、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金を継続した上で、地方が真に必要とする道路整備は計画的かつ着実に進めること。
3. 地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。
4. 特に、懸念されている東南海・南海地震に備え、「命の道」でもある高速道路をはじめ主要道路網の早急な整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

衆議院議長

参議院議長